

# 自治基本条例

vol.4

～桂川町の未来をみんなで創ろう！～

**第** 4回、第5回の桂川町自治基本条例みんなで考える委員会（以下、委員会）が、9月19日、10月11日に開催されました。

第4回委員会から、3つのグループに分かれ、条例に盛り込みたい内容や条例の理念を表す前文について、話し合いが行われました。

また、町民の皆さんの意見を「自治基本条例」に反映させる方法についても検討しています。



▲ 第4回桂川町自治基本条例みんなで考える委員会

## 自治基本条例シンポジウム

「自治基本条例ってよくわからない。」「みんなで考える委員会の委員はどんな考えなの？」という町民の方が多いと思います。

そこで、自治基本条例策定に向けたシンポジウムを開催します。

当日は、西日本新聞社の前田隆夫氏による基調講演やみんなで考える委員会委員によるパネルディスカッションを行います。

皆さんの多数の参加をお待ちしています。

【日 時】 12月9日（日）14時～16時30分

【場 所】 桂川町住民センター 大ホール

【内 容】

○基調講演

講 師 西日本新聞社 長崎総局 前田隆夫氏

○パネルディスカッション

テーマ まちのルール「自治基本条例」を考える

パネリスト みんなで考える委員会委員

コーディネーター 西日本新聞社 前田隆夫氏

## 自治基本条例とは？

自治基本条例は、町政運営の基本理念や町民と行政との協働によるまちづくりに必要な考え方や仕組みなどの基本的なルールを定めるものです。

ですから、他の条例、規則、計画などの町政を進める施策は、この条例に基づいて実施されることになります。

各自治体では、地方分権の進展により、「地

域のことは地域で考え、地域で決める」という自己決定・自己責任に基づき、多様化・高度化する住民ニーズに対応し、地域の特色を生かした行政運営が求められています。

ですから、桂川町でも、どのような考えで、どのようなまちづくりを進めていくのかを明らかにするため、「自治基本条例」を制定する必要があります。



【問合先】 企画財政課 企画調整係 ☎65・1085